

第 188 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 2 年 2 月 5 日 (水) 13 時 30 分～14 時 30 分
- (2) 場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 15 名

会長	南	正	昭		
委員	臼	澤	勉		
委員	ハクセル	美穂子			
委員	谷	藤	裕	明	(代理 村 井 淳)
委員	伊	藤	步		
委員	上	田	吹	黄	
委員	遠	藤	一	子	
委員	小野澤	章	子		
委員	斎	藤	千	加子	
委員	三	宅	諭		
委員	阿	部	敏	宏	(代理 松 田 幸 造)
委員	川	合	靖	洋	(代理 八 卷 睦 房)
委員	吉	田	耕	一郎	(代理 宗 像 次 夫)
委員	佐	藤	克	英	(代理 増 澤 亨)
委員	小	野	公	代	(代理 南 部 一 成)

3 議事

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ただ今から、第 188 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 15 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部、田中道路都市担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局（道路都市担当技監）

皆様お世話になっております。県土整備部道路都市担当技監の田中と申します。

本日はお足元の悪い中、また大変お忙しい中、第 188 回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日ごろから都市計画をはじめ、県土整備行政の推進につきまして、特段の御指導、御協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は「北上都市計画道路の変更について」と「花巻都市計画道路の変更について」の2件について御審議いただくこととなります。

内容は、国道4号北上花巻間の拡幅、4車線化に係るものであり、案件としては二つに分かれておりますが、一連の都市施設の都市計画に係るものとなっております。

御案内のとおり、沿線地域では企業進出が相次いでおり、生産性の向上の観点からも、円滑な物流の確保が大きな課題となっております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。まして挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので出席者名簿を御覧ください。

岩手県議会議員、臼澤 勉委員でございます。

岩手県議会議員、ハクセル 美穂子委員でございます。

次に、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

本日は足元の悪い中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

都市計画に関わる案件はいくつか動いておりますが、岩手県都市計画審議会ということになりますと、県下で都市計画区域が定められた場所について、あるいは本日も議案にあります都市計画道路等に関連する案件についての審議をお願いする場となっております。

各市町村においても、都市計画の事業がそれぞれ行われておりますし、盛岡市で話題となっておりますのは、バスセンター、肴町商店街辺りの再生に関わるような問題があります。また、医大の移転問題のような数十年に一度出てくるかのような、都心部での大きな問題がありますので、今後の行く末を留意していこうと思います。

沿岸では復興に関わる場所がまだ多くあり、都市計画基盤整備関係は概ね終わってきたと言われますが、まだまだ残っている場所もあり、これから居住環境整備をしていかななくてはならないですし、より良い都市の形、中身をつくっていくことになると思います。

本日は北上、花巻の案件としまして、県央・県南に係るものになります。産業振興に強く結びつく工業団地でもありますし、物流の拠点がいくつもあり、重要な案件のひとつとなると思います。

本日は皆様の御見識を持ちまして、それぞれの立場から県の都市計画がより良い形で進むように御意見等をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づき、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

都市計画課総括課長の八重樫でございます。

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

（異議なしの声）

○会長

ありがとうございます。それでは、異議ないものと認めまして本日の会議は全面公開といたします。

本日の議案審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「北上都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号「北上都市計画道路の変更について」御説明します。

路線名は3・3・4号笹長根飯豊線でございます。議案書は2ページ、計画書は3ページ、概要図は5ページとなります。

説明は正面のスライドを使用しますので、スクリーンを御覧下さい。

なお、お手元にスクリーンの画面と同じものを印刷してお配りしておりますので、併せて御覧ください。

はじめに、今回変更する都市計画道路3・3・4号笹長根飯豊線の概要について説明します。

お示ししているのは、北上市と花巻市の都市計画図で、図面左側が南で金ヶ崎町方面、右側が北で花巻市方面となっています。

本路線は、一般国道4号として、北上市内の相去町笹長根から村崎野までの区間が昭和36年に都市計画決定され、その後、数度の見直しを経て、平成9年に現在の都市計画道路の区域として決定されました。

現在、国土交通省では、図の①と記載されている区間について、一般国道4号北上拡幅事業として順次整備を進めるとともに、図の②区間及び花巻市側の③区間について、4車線に拡幅するための調査を進めています。

続きまして、変更概要について御説明します。

今回の都市計画変更は、こうした4車線拡幅事業の進捗を踏まえ国土交通省からの協議・申出を受けて行うものであり、終点を黄色矢印で示した北上工業団地口交差点から赤矢印で示した花巻市境に変更し、約2kmの区間を新たに都市計画道路に追加するものです。

また、併せて一般国道4号北上拡幅事業で整備している区域と整合を図るために、都市計画道路の区域を変更するものです。

次に、変更内容ごとに御説明します。

最初に、一般国道4号北上拡幅事業で整備している区域と整合を図る区間について御説明します。

議案書6ページの概要図において①と表示したところが変更区間となります。

こちらの図は、金ヶ崎町寄りの北上市相去町の北上総合運動公園付近の図で、黄色線が、現在の都市計画道路の区域、赤線が変更後の都市計画道路の区域を示しており、スライド上が北、下が南となっています。

こちらの図で、2車線となっている南側の区間では、現在、国土交通省が4車線に拡幅する事業を行っており、また、北側の区間では4車線への拡幅整備が完了し供用済となっています。

今回、これらの事業進捗に伴い、事業区域との整合を図ることとし、法面を都市計画区域に追加する変更を行うものです。

これらの変更により、都市計画道路の区域は、黄色線の区域から赤線で囲まれ赤に着色した区域に変更となります。

先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものがこちらになります。

黄色線の区域が現在の都市計画道路の区域を示しており、道路法面を含む赤色の区域へと変更するものです。

次に、新たに都市計画道路に追加する区間について説明します。

議案書の6ページの概要図において②と表示したところが変更区間となります。

こちらの図は、北上市村崎野の北上工業団地口交差点付近の計画図で、スライド上が北、下が南となっています。

現在の都市計画道路の終点は、スライドの黄色矢印で示したこの北上工業団地口交差点となっています。

交差点部より北側の区間については都市計画決定されていませんが、近年、沿線の北上工業団地の拡大とそれに伴う交通量が増加していることから、円滑な交通確保と道路利用

者の安全性向上を図るため新たに都市計画道路として定めることとし、終点を花巻市境まで延長します。

また、国土交通省がこの区間について、4車線への拡幅事業を計画していることから、区域については事業計画と整合を図り、法面を含む区域とします。

先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものがこちらのスライドになります。スライド上が北、下が南となっています。

黄色線の区域が現在の都市計画道路の区域を示しており、終点を黄色矢印の位置から花巻市境へと変更するものです。

同地点の地上写真に変更内容を反映させたものがこちらとなります。

最後に、変更後の終点となる花巻市境付近について御説明します。

変更後の終点は、スライドの赤矢印で示す花巻市境となります。

今回の終点の変更に伴い、路線名称を笹長根飯豊線から、笹長根成田線と改めるとともに、路線全体の延長が2,180m延伸することとなるため、延長を12,240mから14,420mに変更します。

車線数についてはこれまで決定されていませんでしたが、今回の変更に合わせて、車線数を4車線と定めます。なお、幅員については、今回変更はありません。

先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものがこちらのスライドになります。スライド上が北、下が南となっています。

終点を赤色矢印の花巻市境へ変更し、赤色で示す区域を新たに都市計画に追加するものです。

同地点の地上写真に変更内容を反映させたものがこちらとなります。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明します。

令和元年9月6日に国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所から都市計画変更の協議・申出を受けて、手続を開始しております。その後、北上市の広報誌等により周知を行った上、素案を公表し、10月8日に北上市内において変更素案に関する説明会を開催したところ、合計4名の参加がありました。

また、北上市への意見聴取や道路管理者への協議を行い、いずれも異存ない旨の回答を得ております。その後、12月3日から12月17日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けたところ、4名の縦覧者があり、1通の意見書の提出がありました。

続きまして、提出されました御意見の要旨と、これに対する県の考え方について御説明します。意見書の要旨は、参考資料としてお手元に配布いたしましたので御確認ください。

まず、整理番号1の意見書の要旨についてですが、

- 1) 残土は買い上げてもらえるのか。残土が残る場合は、平地に均してもらえるのか。
- 2) 家屋が半端に残った時でも、全軒分の補償をしてもらえるのか。
- 3) 国道沿いに北上市の水道管を設置してくれるのか。
- 4) 代替え地の交渉は、個人で行う必要があるのか。

というものです。

これらに対する県の考え方については、次のとおりです。

『本意見は、事業の実施方法に関する質問であり、都市計画に関する意見ではない』と考えます。

なお、事業者である国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所からは、都市計画の手続とは別の対応として、意見提出者に対し個別に回答する予定であると伺っています。整理番号1の意見の要旨の続きについてですが、『4) 拡幅の区域から外して欲しい。』というものです。

これに対する県の考え方については、本変更案は妥当であると考えています。

その理由として、今回変更する路線は、沿線の北上工業団地の拡大と、それに伴う交通量が増加傾向にあることから、円滑な交通確保と道路利用者の安全性向上を図る必要があること。

新たに都市計画道路に追加する区間については、地域の合意形成を図りながら、円滑かつ着実な道路整備を図る必要があることから、都市計画に定める必要性が認められること。

また、同区間で現道を拡幅する案については、事業者の国土交通省において、関係自治体の同意を得た上で、国の審議会の評価手続を経て承認されたものであり、十分に検討されていること。

以上で議案第1号「北上都市計画道路の変更について」に関する説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いします。

○会長

ただ今説明がございました議案第1号について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○委員

基本的な確認ですが、今回の4車線化に伴う計画については、花巻空港から金ヶ崎工業団地、あるいは中核部へのところで、朝夕に渋滞したりしていて、地域からも長年にわたり要望が出されていた区間だったと認識しています。

拡幅の資料のスライド8番の写真がわかりやすいと思いますが、黄色の線が従来の区域で、今回赤い線の歩道を含めた法面までを含めて都市計画区域を拡幅し、そのまま花巻の富士大学へ向かって4車線化するということのようにですが、なぜこれが今回、今、赤線まで拡幅されるのかということをお教えいただきたいと思います。

なぜなら、道路は既に4車線になっており、北上からのこの区間はだいぶ整備されていると感じます。もう既に歩道を含めて都市計画として設定して線を引いているのではないかと理解しておりました。

それがなぜ、今回、歩道を含めた法面の部分を拡幅する変更を行うのでしょうか。

また、今回拡幅区域の土地は、基本的に公共用地で買収が終わっていると理解しますが、民地があるのかどうか。新たに4車線になるところはこれから買収が入るかと思いますが、既に入った部分も含めて確認させていただきたいと思います。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

1つ目の御質問の、なぜ今拡幅の都市計画変更をするかについてですが、国道4号は、昭和57年の事業着手後に順次整備が進められてきているところです。平成9年の都市計画変更以降に工事が完了した箇所等があり、地域との合意形成や関係機関との協議により、

計画を変更しているところもあります。また、都市計画法の規制がかかっている箇所や、整備した幅と都市計画決定した幅が合っていないところもあり、今回事業の進捗に合わせて精査し、国道4号の道路区域と合わせるよう変更するものです。

2つ目の御質問ですが、整備が終わっている部分について私有地はありませんが、これから事業化するところについては、これから買収するところがあります。

○委員

黄色の線は平成9年頃に都市計画決定された線であって、4車線化されたのはそれ以降で、今回整備がされて、新しい区域も4車線化になるので、整合性を図りながら行うものと理解しましたが、変更というのはいつでも良いのでしょうか。私もよくここを通りますので、4車線の都市計画の区域はここ何十年もの間に形状が大きく変わって周辺の商業地も店舗が張り付いていますが、基本的なこととして、望ましい変更のタイミングは、どういったタイミングなのか教えていただけますでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

都市計画決定のタイミングについてですが、事業化前の計画段階、またはある程度調査が進んだ段階におきまして、事業着手の前の段階で都市計画を定めるのが適切だと考えております。

○会長

難しい御質問だと思います。計画が立てられて事業が進んでいきますから、今の事業が整ってきて、計画がここまで作られてきてこのタイミングだと見計らって決められたのだとは思いますが、最適なタイミングがどこかというのは、大変難しいと思います。

○委員

ありがとうございます。今回の北上から花巻に向かったの4車線化の話は、おそらくずっと前からあったと思います。その中で、スライドの1番の北上地区①の区間の概ねの形が整って供用開始されて長く経過する中で、変更はいつでも良いのでしょうか。

先ほどの説明では、本来はやはり事業着手前のある程度線を引いて、住民に説明して、土地利用の規制をかけるのが望ましい姿であるということでした。

そうであるならば、北上工業団地から4車線化されて、整備効果も発現している段階に至るまでの間に変更を行うタイミングがあったのではないのでしょうか。

今回も、花巻の岩手県農業研究センターや生物工学研究センター辺りの部分は2段階で変更するとか、そういうものなのではないかと思います。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

当初の都市計画、道路の決定というのは都市計画道路網が定められた時に、概略のルートで決定するものですが、その後詳細設計を行っていく段階で、計画が変わる部分もあり、都市計画の幅と合わない部分があるということだと思います。

その都度変更を行っていければ良いですが、今回の場合は、北上花巻地区の拡幅と併せて変更するものです。

○委員

ありがとうございました。

○委員

似ている質問になりますが、最初の4車線の分を都市計画に定め、今回歩道の部分や細かくズレていた部分を補正されたような理解でよろしいのかと思いますが、もう一つ、意見書の中で、拡幅の区域から外してほしいという意見があり、これに対して県の考えや妥当である理由が色々書かれておりますが、この意見書を出した方はなぜこの区域から外してほしいか理由を聞かれたのでしょうか。

先ほどの説明ですと、国道4号の拡幅の用地の交渉が都市計画の審議より先行しているように感じました。住民の方々に用地の話をした上で都市計画変更の説明会もあるのか、都市計画変更の手續の時系列を教えてくださいたいと思います。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

都市計画の決定は事業化の前になりますので、今は計画調査の段階になります。審議会を経て告示後に都市計画の変更となります。その後、国土交通省で事業化となり、用地の交渉になります。意見書を提出された方については、道路拡幅をする際の用地補償の額が、新たに土地を購入して家を新築する金額と見合うか不安に思っていることと、今まで50年かけて何度も土地を広げ、御家族もようやく独立した矢先であり、できれば拡幅から外してほしいとの御意見でした。

○委員

御意見いただいた方は、用地買収の話と都市計画決定の話は別であって、都市計画決定されても必ずしも用地買収の話になるものではないことを、初めは理解されていなかったということでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

都市計画道路の区域に追加されると買収がなされて立ち退きをしなくてはならないと考えて、その時に建築費用と折り合いがつかどうか御心配されたところ です。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

先ほどの委員の意見と同じですが、都市計画として決定して、その後に事業化されることになると思いますが、計画決定になった後に意見者が意見をしても動かないというものになってしまつては、当事者に丁寧な説明がないと非常に酷に思います。この回

答においても、都市計画に関する意見ではないとはねのけてしまっている。当事者に対して個別の回答予定だということで、その内容をどうするのかお聞きしたいと思います。

○岩手河川国道事務所

御質問にありました、4つの項目に対する意見者への説明についてですが、先の説明で個別に対応するとお話をさせていただきました。

直接伺って説明しております。全てに御了解をいただけたわけではありませんが、計画そのものについては御理解いただいたところです。一般国道4号北上花巻道路として事業化になって詳細な測量に入っていく中で、また丁寧に説明をしていこうと思っております。

○委員

わかりました。

○会長

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からお話がありましたが、意見書も出ておりますので、対応を丁寧に進めていただくことをお願いしたいと思います。

採決に移りたいと思います。

それでは、議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案のとおり可決確定いたします。

次に、議案第2号「花巻都市計画道路の変更について」を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第2号「花巻都市計画道路の変更について」御説明します。

路線名は3・4・3号花巻石鳥谷線、3・5・25号山の神東宮野目線です。議案書は9ページ、計画書は10ページ、図面は12ページとなります。

説明は正面のスライドを使用しますので、スクリーンを御覧下さい。

なお、お手元にスクリーンの画面と同じものを印刷してお配りしておりますので、あわせて御覧ください。

はじめに、今回変更する花巻都市計画道路の概要について説明します。

お示ししているのは、北上市と花巻市の都市計画図で、図面の左側が南で北上市方面、右側が北で紫波町方面となっています。

都市計画道路 3・4・3 号花巻石鳥谷線は、一般国道 4 号として昭和 25 年に都市計画決定され、その後、数度の見直しを経て、平成 26 年に現在の都市計画道路の区域を決定されています。

この間、国土交通省が順次整備を進め、平成 20 年には花巻東バイパスが開通しました。

現在は、先ほど議案第 1 号で御説明しました北上市内の区間を新たに都市計画道路に定め、図の②に示す花巻市側の区間と合わせて 4 車線に拡幅する事業の実施に向け、調査が進められています。

今回の都市計画変更は、こうした状況を踏まえ、国土交通省からの協議・申出を受けて行うもので、これに伴い、接続する旧国道 4 号である 3・5・25 号山の神東宮野目線及び、市道である 3・4・56 号山の神線についても変更を行おうとするものです。

都市計画法では、一般国道、主要地方道・県道については県が、市道については市が都市計画を定めることとされています。

今回、3・4・3 号花巻石鳥谷線の変更に伴い、交差する 2 路線に変更が生じることから、全体で 3 路線が変更となります。

このうち、3・4・3 号花巻石鳥谷線及び 3・5・25 号山の神東宮野目線の 2 路線について、県による都市計画変更の手続を行うものです。

続きまして、岩手県が手続を行う路線の変更概要について御説明します。

まず、3・4・3 号花巻石鳥谷線は、北上市境から花巻東バイパス南口交差点までの区間が、古い道路構造令に基づいた道路幅員であることから、現行基準に適合するように改め、道路幅員を 27m から 28m に変更するものです。

なお、今回変更をする区間は、幅員が 28m、車線数が 4 車線となりますが、路線全体では代表となる幅員が 20m、代表車線数が 4 車線であることから、幅員及び車線数には変更は生じません。

また、3・5・25 号山の神東宮野目線は、3・4・3 号花巻石鳥谷線の幅員変更に伴い、交差点部が変更となることから、起点を変更するものです。

この変更に伴い、延長が 20m 減少することから、全体延長を 6,030m に変更するものです。なお、幅員、車線数に変更は生じません。

次に、3・4・3 号花巻石鳥谷線の変更内容について詳しく御説明します。

お示ししているものは、北上市境の起点部の計画図です。

図面の黄色線が、現在の都市計画道路の区域、赤線が変更後の都市計画道路の区域を示しており、スライド上が北、下が南となっています。

現在は、スライド左上の横断図に示す道路幅 27m の幅員で都市計画決定をしていますが、現行の道路構造令の適用による見直しにより幅員を 28m に変更するとともに、道路として必要な法面を都市計画道路区域に含めるよう変更するものです。

これにより、都市計画道路の区域は黄色線の区域から、赤線で囲まれ赤に着色した区域に変更となります。

なお、表の幅員や車線数は代表値を表しており、今回変更はありません。

先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものがこちらになります。

スライド上が北、下が南となっています。

黄色線の区域が現在の都市計画道路の区域を示しており、道路法面を含む赤線の区域へと変更するものです。

同地点の地上写真に変更内容を反映させたものがこちらとなります。

次に、花巻東バイパス南口交差点付近の変更内容について詳しく御説明します。

先ほどと同様に、現行の道路構造令の適用による見直しにより、3・4・3号花巻石鳥谷線の幅員を27mから28mに変更し、合わせて道路として必要な法面を含めるよう区域を変更するものです。

これにより、交差する3・5・25号山の神東宮野目線についても交差点部で変更が生じ、起点及び区域が変更となり、延長が20m短くなります。

この変更によって、都市計画道路の区域は、黄色線の区域から赤線で囲まれ赤に着色した区域に変更となります。

先ほどの場所の航空写真に変更内容を反映させたものがこちらになります。

スライド上が北、下が南となっています。

黄色線の区域が現在の都市計画道路の区域を示しており、道路法面を含む赤線の区域に変更するものです。

同地点の地上写真に変更内容を反映させたものがこちらとなります。

3・4・3号花巻石鳥谷線については、北上市境から花巻東バイパス南口交差点の約1kmの区間について、以上のような幅員及び区域を変更しますが、その他の区間については変更ありません。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明します。

令和元年9月6日に国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所から都市計画変更の協議・申出を受けて、手続を開始しております。その後、花巻市の広報誌等により周知を行った上で、素案を公表し、10月7日に花巻市内において変更素案に関する説明会を開催したところ、合計6名の参加がありました。

また、花巻市への意見聴取や道路管理者への協議を行い、いずれも異存ない旨の回答を得ております。その後、12月3日から12月17日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けたところ、4名の縦覧者がありましたが意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第2号「花巻都市計画道路の変更について」の説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第2号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

パワーポイントの7番目の写真の卸売市場付近ですが、今回の変更は都市計画区域として法面の部分を拡幅するもので、この図でいきますと黄色の線が当初の4車線を想定した区域であり、道路の中心線が西側に少し変更となったように見えますが、これに伴い地権者や周辺の事業者への影響はあるのでしょうか。

先ほどの議案第1号で、地権者から用地の話も出ておりましたが、議案第2号の部分で地権者からの同意状況、交渉状況、皆さんから理解をいただいて、問題はないということによろしいのでしょうか、御説明いただきたいと思います。

それから、27mから28mに道路が広がっているところがありますが、スライドの6番にあるように部分的な箇所のみという理解でよろしいですね。

○岩手河川国道事務所

まず、地権者からの意見書の有無ということですが、具体的には、花巻市の都市計画審議会などで説明した中では意見書の提出はございませんでしたので、御理解いただけているものと思います。

幅員については、以前の計画では歩道幅員が3mでした。今の基準では3.5m必要で50cm増え、それが両側で1m増えたということであります。幅員の基準が変わったことにより道路が広がったということです。

○委員

つまり、議案第1号の北上市では28mにすべき箇所はないということなののでしょうか。同じ道路でなぜ、ここだけ28mなのか疑問に思っておりましたので確認させて下さい。

そして、先ほど意見書はなかったけれども地権者にはこれから当たっていくというお話でしたが、区域が決まってからその後で地権者への説明となると、非常に難しくなるのかなと懸念があります、それはどのようにお考えでしょうか。

○岩手河川国道事務所

基本は26mの幅員ですが、花巻市側は交差点が多く、右折レーンが多くあり、これが何本も続くので、このままでは波を打ったような形状になります。ただし、その間隔がある程度短い場合は一定の幅員で設計ができますので、花巻市側は28mの所が多くなります。

それと、今回の計画図面作成にあたり地形測量を行い、図面を作成しましたが、民地へは幅杭は打っておりません。これから事業化になりますと幅杭や用地費が決まりますので、その段階になって地権者の皆さまへ幅を示しながら詳細な設計の説明を行って交渉にあたっていきます。まだ線の段階ですので、詳細についてはこれからになります。

○委員

幅員28mの理由が右折レーンの交差点箇所が多いからとのお話がありました。北上市側も交差点は非常に多いと認識しておりますが、北上市側は26mの幅になっているということでした。そこをもう一度御説明をお願いします。

○岩手河川国道事務所

北上市側も交差点部分については28mの幅員で設計しております。一般部については26mで設計しております。

○委員

ありがとうございました。

○会長

その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

全体的なところでの確認ですが、花巻空港から金ケ崎の工業団地まで抜けるこの道はエアポートライナーも走らせて非常に利便性が上がっておりますし、北上のバイパスの整備効果においても非常にめざましく整備効果がでていと認識しています。

今回の4車線化に伴いまして、さらに交通量や、渋滞緩和、整備効果も飛躍的に上がると思いますし、一般国道4号の西側にも新しい道路の整備計画もあるということで、この辺りが非常に渋滞緩和されるように思います。

そこで、都市計画道路の変更に伴う整備効果を教えていただきたいと思います。

○岩手河川国道事務所

計画交通量は2万3千5百台から2万6千台になります。整備効果については2車線から4車線に変更になり、混雑の緩和が考えられます。混雑度についても、現在は北上市側で1.28、花巻市側で1.4ということで計画交通量に対する容量の1.0を超過しておりますが、4車線化により0.5程度まで下がると考えております。

○委員

この路線は富士大学もあり自転車での利用の学生さんも見受けられました。国土交通省では盛岡西バイパスに自転車専用レーンを設置しているわけですが、基本的な考え方としまして、今回の拡幅の断面図の中に、歩道のほかに自転車専用道路を含めて考えているのか教えていただきたいと思います。

○岩手河川国道事務所

歩道幅員は片側3.5mで、自転車も歩行者も通行可能であります。自転車専用道路については、この地域では具体的な計画が策定されていません。幅員3.5mは自転車も通行可能ですので、今後計画が策定されたときには自転車専用道路の指定も可能です。

○委員

ありがとうございました。歩行者との分離は、横浜のように区域を分けている場所がありますし、国としても今後10年20年先を見た時に、そのような空間をつくることも政策としても掲げておりますので、是非検討を進めていただければと思います。

○会長

ありがとうございました。その他ありませんでしょうか。

たくさんの御意見等をいただきまして、ありがとうございました。

最後のページの手続状況にありましたが、何件か委員の方から御意見をいただいておりますので、都市計画決定手続の進め方に関わるものがありそうですので、経緯としての御説明とともに事前にこのような手順で計画が形成されていくのだということを御理解いただけたら良いのかと思います。どこかで補助的にでも、委員の皆様に御説明したほうがよいのではないのかと思います。御検討をお願いいたします。

それでは採決に移りたいと思います。

議案第2号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、御異議がないものと認め、原案のとおり可決確定いたします。

以上で予定された議事を終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

○事務局(都市計画課計画整備担当課長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、第188回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては7月頃の開催を予定しております。その際にはどうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。